

## 令和6年度（2024年度）第3回教育委員会（6月定例会）議事録

1 日時 令和6年（2024年）6月4日（火）  
午前9時30分から午後0時30分まで

2 場所 教育委員会室（県庁行政棟新館7階）

3 出席者 教育長 白石 伸一  
委員 木之内 均  
委員 田口 浩継  
委員 西山 忠彦  
委員 三淵 浩  
委員 園田 恭子

### 4 議事等

#### （1）議案

議案第1号 令和7年度（2025年度）熊本県立高等学校入学者選抜の基本方針について

議案第2号 令和7年度（2025年度）熊本県立併設型中学校入学者選抜の基本方針について

議案第3号 令和7年度（2025年度）熊本県立特別支援学校高等部等入学者選抜の基本方針について

議案第4号 熊本県立図書館協議会委員の任命及び解職について

#### （2）報告

報告（1） 育英資金の現状（アンケート結果）について

報告（2） 令和5年度（2023年度）ネットいじめ等早期対応推進事業の実施報告について

報告（3） 義務教育諸学校（県立中学校及び県立特別支援学校を除く）における令和7年度（2025年度）使用教科用図書の採択基準等について

### 5 会議の概要

#### （1）開会（9:30）

教育長が開会を宣言した。

#### （2）会議の公開・非公開の決定

教育長の発議により、議案第4号は、人事案件のため非公開とした。

#### （3）議事日程の決定

教育長の発議により、議案第1号から議案第3号、報告（1）から報告（3）までを公開で審議し、非公開で議案第4号を審議した。

#### （4）議事

○議案第1号 令和7年度（2025年度）熊本県立高等学校入学者選抜の基本方針について

## 高校教育課長

高校教育課です。4ページをお願いします。議案第1号「令和7年度（2025年度）熊本県立高等学校入学者選抜の基本方針について」御説明します。

まず、1の「入試制度の大枠」については、平成24年度（2012年度）入学者選抜から、現行の形による入学者選抜としています。

2の「前期（特色）選抜」について御説明します。

(2)の「実施学科等」については、普通科のコース、専門学科、総合学科及びスーパーグローバルハイスクール指定校の全ての学科の中で、希望する学科・コースで実施しています。

資料5ページを御覧ください。(4)の「募集人員」については、令和4年度入試より募集人員を募集定員の70パーセント以内の範囲としています。ただし、熊本市に所在する高等学校は50パーセント以内の範囲としています。

(6)の「選抜方法等」については、面接、小論文、実技検査など、学校が独自に行う検査とし、学力検査は実施しないこととしています。

ただし、令和4年度（2022年度）入試から、前期（特色）選抜の募集人員が募集定員の50パーセントを超える場合は、学校独自検査をA群及びB群のそれぞれから1つ以上の検査を実施することとしています。

A群は面接、実技検査など、B群は小論文、実験、自己表現、小・中学校における総合的な学習の時間の成果の発表に関するものなどとしています。

(7)の前期（特色）選抜の日程については、実施日を令和7年2月3日としています。

次に、3の「連携型の中高一貫教育に係る高等学校入学者選抜」については、小国高等学校で実施します。6ページを御覧ください。(3)の「入学者の選抜」については、「中学校長から提出された書類、当該高等学校長が課した課題、面接及び作文等の結果を資料として行い、学力検査は実施しない。」としています。日程については、前期（特色）選抜と同じです。

続いて、4の「後期（一般）選抜」については、(2)にあるように、全日制課程及び定時制課程の全学科・コースで実施し、(4)の「募集人員」は、募集定員から前期（特色）選抜または連携型の中高一貫教育に係る入学者選抜の合格内定者数を減じた数としています。また、併設型の中高一貫教育を行う高校においては、募集定員から併設する中学校からの入学予定者数を減じた数としています。

資料7ページ(5)の「選抜方法等」については、学力検査として5教科の検査を実施します。なお、調査書の評定の取扱いについても、これまでどおり学力検査を行う5教科については、学力検査の得点を用いて10ページに記載の別表により補正を行うこととしています。

(6)の「学校選択問題」については、数学及び英語の学力検査において作成します。なお、英語の学校選択問題については、リスニングテストも含みます。

(7)の「後期（一般）選抜の日程」については、実施日を令和7年3月4日及び5日としています。

資料8ページ(9)の「後期（一般）選抜の追検査」は令和3年度入試から設けています。「病気その他やむを得ない事情により、後期（一般）選抜の学力検査を受検することができなかった者で、その理由が出身中学校長によって証明された者」が対象となります。イの「募集人員」は若干名とし、ウの「学力検査」は国語、数学、英語の3教科としています。オの「日程」については、令和7年

3月13日の実施となります。

続いて、5の「二次募集」については、全日制課程及び定時制課程において、合格者数が募集定員に満たない学科・コースについて実施することとしています。

全日制課程の日程について、面接、実技検査等を実施する学校においては、実施日を令和7年3月19日としています。

資料9ページ 6「その他」については、海外帰国生徒等の特別措置や定時制課程における成人の特別措置、障がい等がある受検者への配慮事項等について示しています。

事務局からの説明は以上です。御審議をよろしく申し上げます。

**教育長**

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

**教育長**

よろしいですか。

では、この件については原案どおり可決してよろしいですか。

(委員了承)

**教育長**

ありがとうございます。

○議案第2号 令和7年度（2025年度）熊本県立併設型中学校入学者選抜の基本方針について

**高校教育課長**

高校教育課です。議案第2号「令和7年度（2025年度）熊本県立併設型中学校入学者選抜の基本方針について」御説明します。

資料を御覧ください。

昨年度からの変更点が大きく2点ございます。

1点目は、入学者選抜の名称についてです。昨年度までの「熊本県立中学校入学者選抜」から「熊本県立併設型中学校入学者選抜」へと変更しております。今年度、熊本県立ゆうあい中学校が開校し、県立中学校が4校となりましたが、本基本方針は中高一貫教育を行う県立八代中学校、宇土中学校及び玉名高校附属中学校の併設型中学校入学者選抜を対象としているためです。

2点目は、追検査についてです。6の「追検査について」にありますように昨年度同様、病気その他やむを得ない事情により、入学者選抜の適性検査及び面接を受検することができなかった者を対象に実施をいたしますが、日程については、昨年度の本検査3週間後の日曜日実施から1日繰り上げて、土曜日に実施をいたします。

それでは、資料の最初に戻りまして、御説明します。

1の「入学者の選抜について」は、昨年度からの変更点はありません。

2の「出願資格」は、先ほど申し上げましたとおり、冒頭部分を県立併設型中学校へと変更しております。なお、県立八代中学校については、国際バカロレアのミドル・イヤーズ・プログラム（MYP）の試行開始に伴い、昨年度から、県外から通学する者も出願可能としております。

3の「募集定員」と4の「通学区域」については、昨年度からの変更点はありません。

5の「検査について」は、（1）にありますように、小学校等における教育活動をとおして身に付けた基礎的な知識及び技能を活用して課題を解決するために

必要な思考力、判断力及び表現力等について、総合的な力をみるための適性検査としております。昨年度から外国語（英語）領域に基づいた出題を行っております。

（２）に記載の集団面接又は個人面接を実施し、６年間の一貫教育で学ぶ意欲及び適性等をみることであります。

６の「追検査について」は、先程申し上げたとおりでございます。

７の「入学者選抜の日程」についてですが、入学者選抜検査日は、令和７年１月１２日としております。受検生が、学校を欠席することなく受検できるよう、これまでどおり日曜日に実施いたします。選抜結果の通知は１月２３日とし、出願期間等については記載のとおりでございます。

入学意思確認書提出期間は、１月２４日から１月２９日としておりますが、これは、県立中学校の入学者数を確定し、市町村教育委員会に通知する必要があるために設定しているものです。

また、「追検査関係日程」についてですが、入学者選抜追検査日は、２月１日としております。追検査選抜結果の通知は２月６日とし、申請期間等については記載のとおりでございます。

追検査受検者対象の入学意思確認書提出期間は、２月７日から２月１２日としております。

説明は以上です。御審議をよろしく申し上げます。

**教育長**

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

**教育長**

よろしいですか。

では、この件については原案どおり可決してよろしいですか。

（委員了承）

**教育長**

ありがとうございます。

○議案第３号 令和７年度（２０２５年度）熊本県立特別支援学校高等部等入学者選抜の基本方針について

**特別支援教育課長**

特別支援教育課です。議案第３号「令和７年度（２０２５年度）熊本県立特別支援学校高等部等入学者選抜の基本方針について」御説明します。

提案理由は、入学者選抜の実施に当っては、「熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則」第２条の規定により、教育委員会においてその基本方針を定める必要があるためです。

資料の１４ページを御覧ください。

特別支援学校高等部等の入学者選抜については、各特別支援学校、学科等の特色に応じて、その教育を受けるに必要な能力、適性等を総合的に評価して実施するものとしております。

これまで各特別支援学校で蓄積していた入学者選抜に係る課題を昨年度、整理し、令和７年度入学者選抜検査から、（２）検査及び選抜の方法を変更しております。前年度からの変更点を１７ページの新旧対照表で示しております。

特別支援学校高等部等の入学者選抜は、１４ページのローマ数字Ⅰ「ひのくに高等支援学校 及び 鏡わかあゆ高等支援学校専門学科」と、１５ページのローマ数字Ⅱ「それ以外の特別支援学校高等部等」に分けて実施します。

まず、14ページIの、ひのくに高等支援学校及び鏡わかあゆ高等支援学校専門学科について御説明いたします。

この2校の専門学科については、職業自立を重視した専門的な教育を行っており、1の(1)出願資格では志願できる者を、「日常生活を営むのに一部援助が必要な程度の知的障がいのある者で、①～⑤をすべて満たす者」としております。

(2)検査及び選抜の方法につきましては、検査等の内容は校長が定めることとし、必要に応じて受検者本人に面接を、保護者に面談を行うことができることとしております。

ウの選抜の方法につきましては、今回新たに設けた項目ですが、これは以前から選抜要項に記載していた内容を基本方針の中に明記したという変更です。出身校長から出された調査書、その他必要な書類及びアの検査並びにイの面接の結果を資料として選抜を行います。

(4)主な日程につきましては、ウにあります検査を、1月22日(水)・23日(木)の2日間で行い、合格者発表を1月30日(木)に行うこととしております。

2 二次募集については、合格者が募集定員に満たない学校、学科について実施するものとし、15ページ(2)のイのとおり、検査等を2月4日(火)に実施するものとしております。

次に、ただ今御説明しました2校の専門学科以外の特別支援学校高等部等について御説明します。

出願資格は、1の(1)に示すとおり、「原則として学校教育法施行令第22条の3に示す障がいがある者で、かつ下の①②をすべて満たしている者」としております。

学校教育法施行令第22条の3は、視覚障がいや聴覚障がいなど、対象となる5つの障がいについて入学可能な障がいの程度を示したものです。

(2)検査及び選抜の方法につきましては、検査等の内容は校長が定めることとし、必要に応じて受検者本人に面接又は面談を行うことができることとしております。

令和7年度の入学者選抜から学校が重視する観点に応じて、県教育委員会と協議のうえ、学力検査を実施しない選抜を実施できることとしております。受検者の障がい等の多様化に対して、その学校の教育に対する適性を校長がより適切に判断できるように、検査内容に幅を持たせられるようにしております。学力検査に代えて、子どもたちのこれまでの学習の成果やその学校で学ぶ意欲等を学力以外の検査や面接で把握し、出身学校長から出された調査書、その他必要な書類及び検査並びに面接の結果を資料として選抜を行います。

なお、教員が家庭または医療機関に出向いて教育を行う訪問教育に当っては、書類による選考とします。

(4)主な日程につきましては、ウにあります検査を、3月4日(火)、5日(水)の2日間又はいずれか1日で実施し、合格者発表を3月12日(水)に実施することとしています。訪問教育にあっては、書類による選考のため、検査日は設けないこととしております。

16ページの2 二次募集については、合格者が募集定員に満たない学校、学科等について実施するものとし、(2)イの検査等実施日を3月18日(火)と

しております。

3 二次募集の追加につきましては、近年、特別支援学校への進学ニーズが高まっていることから、二次募集の実施後もなお、進学先が決まらないというケースがないよう、その時点で合格者が募集定員に満たない学校、学科等において、二次募集の追加を実施する場合もあるとしてしております。

説明は以上です。

#### 教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

#### 三淵委員

ひのくに高等支援学校と鏡わかあゆ高等支援学校の出願資格に「知的障がいがある者」とありますが、この2校は入るのが難しい。本当に知的障がいがあるのか、自閉症やADHDは少し違うと思いますが、そのあたりをどのように判断されているのでしょうか。

#### 特別支援教育課長

ひのくに高等支援学校と鏡わかあゆ高等支援学校専門学科につきましては、一般就労を目指す生徒たちの教育を行っています。知的障がいの程度は比較的軽度です。IQがいくつかという線引きは明確にはありませんが、出願の時点で知的障がいの有無を療育手帳や診断書等で把握をした上で出願するということになります。

#### 三淵委員

そうすると自閉症というだけでは、だめということですね。知的障がいという診断がついていることが大事ですね。

#### 特別支援教育課長

この2校とも知的障がい特別支援学校ですので、「知的障がいがある」というのは必須条件です。

#### 三淵委員

地域についてですが、熊本県に在住していないといけないということでしょうか。これまで、小国に大分県の人が入学していたような気がしますし、水俣は出水の方へ行っている人がいると聞いたのですが、現住所というのは厳格なのでしょうか。

#### 特別支援教育課長

基本的には、「県内に在住する」ということにしていますが、「原則として」ということにしています。地域の実情に応じては、募集定員の空き状況をみて受入が可能な場合には、県境を越えてということがその子にとって、一番よい通学の状況ということであるならば、そのことも考慮して対応しています。

#### 教育長

ひのくに高等支援学校と鏡わかあゆ高等支援学校の倍率は、どのくらいでしょうか。

#### 特別支援教育課長

昨年度、ひのくに高等支援学校においては、32人の募集定員に対して35人出願、倍率は1.09倍。鏡わかあゆ高等支援学校においては、40人の募集定員に対して59人の出願、倍率は1.48倍です。昨年度は、ひのくに高等支援学校の出願者は、例年に比べて少なかったです。

#### 教育長

そこで入れなかった人たちはどうなるのでしょうか。

## 特別支援教育課長

その後実施する「I以外の特別支援学校」、居住地に近い知的障がいの特別支援学校に受検をし、概ねその学校で受け入れることができる状況です。

## 教育長

他はよろしいですか。

では、この件については原案どおり可決してよろしいですか。

(委員了承)

## 教育長

ありがとうございます。

## ○報告(1) 育英資金の現状(アンケート結果)について

### 高校教育課長

高校教育課でございます。資料18ページを御覧ください。県の奨学金である県育英資金の現状についてアンケートを実施しましたので御報告します

今回の調査の趣旨ですが、近年の高校生の教育費に関する状況の変化を踏まえた支援のあり方について検討するため、育英資金を借りた高校生や保護者の実態把握のための調査となっております。

アンケートの内容ですが、アンケートは令和6年1月から2月末日まで行いました。対象者は、①の区分が令和6年1月時点で滞納している人から抽出した2,521人に対してアンケートを実施し、回答者は41人でした。②は、令和6年1月時点で納期限内に返還できている人から抽出した2,000人に対してアンケートを実施し、回答者は218人でした。三つ目のグループとして、令和5年12月、令和6年1月までに返還を完了した人からも抽出した54人に対してアンケートを実施しましたが、回答者はありませんでした。

次にアンケートの主な回答内容ですが、貸付金に対し「借りて良かった」という回答は、①のグループで56%、②のグループで74%となっており、事業の有効性については良好と考えられます。次に「借りなかった方が良かった」という回答の理由として、「返還額が多く大変なため」が①のグループで44%、②のグループで42%ありました。

さらに、「その返済が現在の生活に影響している」としたのが、①のグループで73%、②のグループで49%ということで、「両方ともに生活と結婚を主に影響がある」という項目として回答しており、これらが課題と考えられます。次に「もしも返還の支援制度等があるならば、Uターンも含めて熊本県に就職したいと思うかどうか」を聞いた質問に対しては、「はい」と回答した人は、①のグループで76%、②のグループで79%と、ともに高い割合となっております。

その他の質問に対する回答については、資料は19ページ以降32ページまで、①と②のグループそれぞれの詳細を載せておりますので、参照をお願いします。

このアンケートは、育英資金を滞納している人、滞納なく返済している人を対象に実施したものであり、いずれも一定数、返済に困っている人、返済が負担になっている人がいるという現状が表れているものと考えられます。

また、滞納がない人でも、返還の負担などから借りなければ良かったと回答している人がおられますので、そのような点が育英資金の課題と考えられます。

説明は以上です。

## 教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

## 田口委員

1つ質問があります。返還期間について、何年間にわたって返還されますか。それが長期に認めてもらえるならば、1年当たりの返還金も随分少なくなり、楽になるのかなと思います。いかがでしょうか。

## 高校教育課長

基本的には貸付の3倍の期間で返還することになっており、通常であれば「3年間」の貸し付けを、9年間で返還することになっています。

## 田口委員

その9年の間に結婚や出産を迎える人もいるでしょう。もう少し返還期間を長くすることができれば、いいのかなと思います。どうでしょうか。

## 高校教育課長

現在、進学して学生である期間等は、返還の猶予制度がございます。さらに返還期間を長くできるかについては、アンケート結果をもとにまた検討していきたいと思っています。

## 田口委員

それは、県独自で設定できるのでしょうか。

## 高校教育課長

県の育成資金については、県で設定できるものです。

## 田口委員

検討をよろしくお願いします。

## 高校教育課長

ありがとうございます。

## 西山委員

数字の面で18ページの数字ですが、②で「借りて良かった」と回答した方が74%、②で「借りなかった方が良かった」が42%っていうのはちょっとダブリがありませんか。これはどういう意味でしょうか。また、「返還支援があるなら熊本に帰ってきたい」方が76%、7、8割位ぐらいいらっしゃいますが、このような返還支援についても検討されているのかどうか、この2点について教えてください。

## 高校教育課長

「借りない方が良かった」が42%ということではなく、「借りない方が良かった」と答えた人に「どういう理由」ですかと、さらに聞いたところ、「返還額が多く大変なため」が①では44%ということです。②では「返還額が多くて大変なため」が42%ということです。

## 西山委員

①の「借りない方が良かった」は29%です。納期内に返還している人218人のうちの74%が「借りて良かった」と言われているのでしょうか。②のその方々の42%が「借りなかった方が良かった」と回答したのですか。

## 高校教育課長

②のグループでは、11%の人が借りない方が良かった。その11%の人に、「どうしてですか」と理由を聞いたら、「返還額が多い」との回答が42%ということです。

## 西山委員

そういうことですか。分かりました。

## 高校教育課長



質問ですが、この回答自体は、すでに県内にいらっしゃる方も回答を実際にされているので、その精査をした上で検討していきたいと考えております。

### 三淵委員

私は、育英資金制度に詳しくないのですが、有利子ですか、また借りるときに、どのような審査がありますか。もう1つ、アンケートのかなり回答者が少ない。特に滞納している人は少ない。そこから、このアンケートが現状をどこまで反映しているのかと、本当にこれだけの回答率で判断していいのかながと気になるどころです。

### 高校教育課長

最後の点ですけれども、回答数はかなり少ないという結果です。そのため、この割合などで判断することはできないと考えています。しかし、一定数「負担に感じる方」がいるということは確認できたというところ です。

### 三淵委員

滞納している方と連絡は取れているということなのですよ。督促を送ったというところであれば、きちんとその人の手元に届いているが、返信がなかったということですね。それと、最初に借りるときに審査はあるのですか。例えば、「きちんと奨学金の教育費に使われているのか」や「所得証明を添付しているのか」が必要ではないかと思う。特に何に使われているかとかの審査もいいですよ。

### 高校教育課長

所得の審査はありますが、何に使われているかの審査はありません。

### 西山委員

育英資金の貸与額は、概ね平均していくらですか。

### 高校教育課長

基本的に高等学校の場合は1万8千円、私立が3万円です。大学は、国公立で2万5千円、私立で3万5千円です。

### 西山委員

月々ですか。

### 高校教育課長

月額です。

### 西山委員

月額の1.2倍の3年分ですよ。108万円、年間36万円ですね。それに利息がつくのです。

### 園田委員

利息はつきませんよね。

### 高校教育課長

利息はつきませんが、滞納すると、その分については延滞利息がつくことになります。

### 西山委員

この資料の2, 521人の方は、延滞利息がついているのです。

### 高校教育課長

延滞利息がついています。

### 園田委員

令和6年1月時点で滞納している人と書いてありますが、今に始まったことではなく、以前から長い期間滞納している方もいらっしゃるかと思います。過去に

は、未払いのままで終わってしまう方もいらっしゃるのではないかなと思うのですがいかがですか。

#### 高校教育課長

かなり長期になった方は法的措置等を行っている場合もあります。滞納している方には、督促を行ったりしております。また、滞納の原因にはいろいろな理由が考えられます。例えば、金融機関が決まっていますので、県外に出られた方はなかなか支店がなく、払い込みが困難ということも聞いていますので、現在はコンビニで払うことができるように制度を変更し、少しでも返済が容易にできるよう利便性の向上の対策をしています。

#### 田口委員

3番目の項目の丸の三つ目の「返還を支援してくれる、返還を免除してくれる制度があるならば、県内に就職したい方が多い」ですが、高校教育課は「これを実現する方向で検討なのか、検討されているのであれば、どれぐらいまで進んでいるのか」について教えてください。

#### 高校教育課長

奨学金について、返還の免除制度を設けることによって、県内就職のインセンティブになるかどうかも含めて、今回のアンケートを始まりとして、今後検討していくこととしています。

#### 西山委員

滞納している人が2,521人のうち、県内に就職したり、県外に就職したり、それ以外の方もいらっしゃると思いますが、県内に就職した人の会社が、その方が育英資金を借りているかどうかというのは分かるすべはないですよ。分かれば、その会社が何か支援策を考えるかもしれません。先ほど返還期間を延長できるように、立て替え払いをしてあげるとかあり得るでしょう。奨学生の情報というのは、会社は分からないですか。

#### 高校教育課長

会社が本人に聞くか、本人が会社に言わないと分からないです。

#### 西山委員

個人情報ですからね。本人が申告しないとかなですね。会社に相談してみてもらうかですね。会社が返済して、それで給料から天引きで返還期間を長くする支援を教えるなど検討してみてください。

#### 高校教育課長

検討させていただきます。

#### 木之内委員

今、実際には、企業が代わりに払うところが一部あるという話を聞いたことがあります。それは本人が申告して、返還しますよということです。現在、県内の企業でもいくつか実施しています。

特別措置ですね。就職のときに、自分の会社に入ってほしいため、特別措置を実施しているところ、数社ありますよ。

#### 西山委員

しかし、既に滞納している人は早く何とかしてあげないと、延滞利息がどんどんついていきますよね。

#### 木之内委員

何年間に1回は、最終的に取り損ねてしまうこともありますね。

#### 西山委員

最終的に回収できないということですね。それも、ずっと滞納して、延滞利息ももうどうしようもないことになっている。それであれば、早い時期に会社に立て替えしてもらい、会社のルールで長い期間で返済してもらおうなどがいいのではと思う。

#### 田口委員

就職する前に、熊本県内であればこういう制度を持っている会社がありますというリストを送るとというのが一つの手法と思います。

#### 高校教育課長

今回の調査では、奨学金を借りて勉強し、正社員として就職している方と、まだアルバイトの方がいて、返済の割合に差が出ています。そのため、就職支援も考えてなくてはならないと思います。

#### 教育長

結構、定職につけてなくて返せない、さらに（延滞利子で）負担が大きくなり、返せないっていう事例としてあるのではと思います。

コロナのときは、先ほどありました「返還猶予制度」を実施しました。コロナで仕事がなくなって、返せない人の徴収を猶予しました。また、長期の滞納の方が破産宣告を受けると回収できませんので、不能欠損という債権を免除するという結論となります。

#### 西山委員

この育英資金には、連帯保証人や保護者がいらっしゃるんですね。その方も破産宣告すれば、回収できないですね。

返済できるようにしてあげたいですね。

#### 教育長

奨学生は、借りたお金は返すということで、ほとんどの方がきちんと返還されていますので、その方との公平性も考えながら、できるだけ返還しやすい方向を支援していく方針でいきたいと思います。

#### 西山委員

もう1つだけ教えてください。

延滞利息の利率はどれぐらいですか。

#### 高校教育課長

年利3%です。

#### 教育長

それではこの件については、よろしいですか。

○報告（2） 令和5年度（2023年度）ネットいじめ等早期対応推進事業の実施報告について

#### 学校安全・安心推進課長

学校安全・安心推進課でございます。お手元の資料を御覧ください。

本事業は、平成30年度から運用開始した、ネットいじめやネットトラブルなど、SNS上でのいじめ等の諸問題に対する学校の取組を支援することを目的とした事業です。

生徒が直接投稿できる「いじめ匿名連絡サイト」を全県立学校に導入し、先に申しましたネット上のトラブルだけでなく、学校生活の中でのいじめや不満、トラブル等も投稿されております。

投稿された内容は、委託業者から翌営業日までに本課へ情報提供される仕組み

となっております。なお、緊急対応が必要な場合は、休日でも本課へ連絡が入ります。その後、対応の留意点等を含め、学校へ情報提供を行うことで、諸問題の早期発見、早期対応及び事態の重大化を防止することを目的とし、運営をしております。

実績報告の前に、実際にもう一台のパソコンを使って投稿画面に入ってくださいながら、仕組みを説明します。

※投稿の流れについて、画面を使って説明

では、資料33ページの「2 事業の結果」を御覧ください。

昨年度1年間の投稿件数は353件で、(2)にあります3年間の推移としては、令和3年度の506件、令和4年度の443件と比較して90件減少しています。

平成30年度から本格運用が始まり、生徒への定着も進み、悩みを一人で抱え込まずに相談する場としての役割が広がっていると感じています。

内訳としては、いじめに関するもの18件、悩み相談16件、不満87件、その他231件となっております。

次に資料34ページを御覧ください。

いじめにつきましては、18件のうち14件が、このスクールサインによって学校がはじめて知ったものであります。

いずれも学校が迅速な初期対応を行った結果、14件中14件全てが既に解消に至っています。

また、イにありますように、悩みの項目では、学校がきつい、やめたい、人間関係に関する悩みなどがありました。不満の項目には、教師に関する投稿が多く見られました。内容としては、不適切な発言や理不尽な指導、えこひいきなどがありました。これらの投稿は、生徒たちからの貴重なSOSと捉え、学校に情報提供することで、教育相談等適切な対応につなげております。

次に、ウにありますように、投稿総数は昨年度比で90件減少していますが、その他は59件増加しています。その他の内容としては、主に問題行動に係る通報で、具体的には、校則違反に関する投稿やSNSに関する投稿などが多く見られ、インスタグラムのストーリー等にあげていることから発覚したものが目立ちました。また、不適切動画等の拡散に関する投稿も見られました。学校に情報提供することで、生徒指導につなげております。

次にエにありますように、緊急に対応する必要があると判断した場合には、県警等の関係機関と連携を図りながら、当該生徒の安否確認を第一に対応することになっており、年度当初に県警察と確認し、各学校へ周知しております。昨年度は投稿者本人からの「死にたい」という投稿がありましたが、学校と県警察との連携により、大事には至りませんでした。

ただ、本システムはリアルタイムで生徒からの投稿をモニタリングするものではございませんので、生徒及び保護者に対しては、その旨を周知するとともに、真に緊急な場合は、24時間SOSダイヤルを始めとする相談窓口の紹介を行っているところです。

次に、オにありますように、部活動に関する投稿は23件であり、前年度の50件から大きく減少しています。指導者の言動に関する投稿や、指導法などの不満による投稿が多く見られました。関係各課と連携しながら、学校に情報提供することで、教育相談やその後の丁寧な対応につなげています。

学校安全・安心推進課が受けたスクールサインの投稿は当該校へ全て情報提供しています。投稿内容によっては学校に事実の確認及び、対応、報告を求めています。学校は担当者に情報共有し、必要に応じて生徒に対応しています。

本課としましては、このネットいじめ早期対応推進事業は生徒の安全、安心な学校生活に一定の効果があると考えており、引き続き事業の継続を図って参りたいと考えております。

最後に、本年度も4月に本事業を周知し、各学校において、各自のスマートフォン等への登録状況について調査した結果、県立高校で80.5%の生徒が登録を完了しておりました。また、4月に開催した「情報集約担当者・生徒指導主事研修会」において、スクールサインの周知等について、全校生徒に学期毎行ってもらおうようお願いしたところです。さらに、教職員のわいせつ行為をはじめとする不祥事根絶に向けた取組として、スクールサインを相談窓口の一つとして周知を図り、悩み相談のため、スクールサインだけではなく、熊本県や関係機関、民間機関等の相談窓口一覧を作成し、すべての児童生徒に周知し、児童生徒が悩みを相談できる体制の充実を図っております。

また、心のアンケートの結果において、いじめを見たり聞いたりした際に、「黙って見ていた」「その場を通り過ぎた」と回答している生徒が約3割程度いますので、そのような生徒たちの相談窓口の一つとしても、スクールサインの活用を進め、いじめを放置しない意識の向上につなげております。

報告は以上です。

#### **教育長**

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

#### **西山委員**

スクールサインは熊本県だけか、スクールサインの導入は平成30年度からで間違いはないか、保護者への周知はいつ頃から行っているか、以上3点について教えてください。

#### **学校安全・安心推進課長**

平成30年の4月から全ての県立中学校、高校で導入しました。全国的にはいくつかの都道府県でこの委託業者の取組をしています。保護者への周知は、QRコードとURLが載っているプリントを生徒へ配布し、PTA総会等で当初から保護者へ周知を図っています。保護者からの投稿も一部ありますので、QRコードを見られた保護者が、アクセスして投稿される場合も一部あると認識しています。

#### **西山委員**

保護者からの投稿というのは、どこで分かりますか。

#### **学校安全・安心推進課長**

保護者が投稿したというのは正確には分かりません。ただ、投稿の内容から、例えば「自分の子どもが」などというものもありますので、これは保護者からの投稿ではないかと推測しています。

#### **西山委員**

最初に「個人情報の取り扱いについて同意しますか」とあるが、なぜ必要なのでしょう。また、「24時間子供SOSダイヤル」があると思いますが、逆にこのような相談窓口もあるということを最後に教えてあげるといいのではないかと思います。

#### **学校安全・安心推進課長**

このシステムはアディッシュ株式会社が提供しているものなので、中身について業者とやりとりをしています。業者としては、匿名での通報ですが、内容については個人情報ということで、システム自体に「個人情報の取扱について同意する」というのはマストとして入っています。そのシステムを、県教育委員会が委託しているものなので、最初の「個人情報の取扱について同意する」というのは、業者がそれを必要として組み込んだものを作っていると理解しています。

「24時間子供SOSダイヤル」については、昨年も西山委員から御意見がありましたので、業者とやりとをしをして、「個人情報の取扱について」をクリックすると「24時間子供SOSダイヤル」の連絡先が見られるようにしてもらいました。

#### **西山委員**

業者の仕組だからということですが、全然個人情報とは関係ないと思います。投稿の最初に「個人情報の取扱について同意しますか」と出てくるのは、壁を感じます。逆に、個人情報の取扱について同意しなくても、電話でも相談を受けることができるなどの案内があれば電話のほうがかけやすいのではないのでしょうか。個人情報に同意や印鑑を押すなどは壁を感じます。入り口がこれでいいのかと感じました。

また、QRコードは毎年変えるということですが、卒業して2年くらいは、地域の目という部分で、まだ投稿できるようにしていいのではないのでしょうか。「いじめ匿名連絡サイト」という名前もこのままでいいのでしょうか。いろいろと御検討いただければと思います。

#### **学校安全・安心推進課長**

委員からいただいた意見を、業者とも検討していきたいと思います。

#### **園田委員**

緊急対応が必要だった投稿は1件であったということですが、業者はどれくらい投稿内容を管理していますか。リアルタイムですか。

#### **学校安全・安心推進課長**

リアルタイムではありませんが、投稿内容は業者が定期的にチェックを行っています。緊急を要するものについては、委託業者から教育委員会に連絡が入ります。投稿については匿名ですので、誰が通報したかというのは業者も教えられません。その場合には、県教育委員会と県警で連携を行って対応するフローチャートを作成していますので、緊急を要する対応が必要な場合は、IPアドレス等を特定してほしいと県警へ依頼します。昨年度は個人が特定されたので県警と学校で見守りを依頼しました。ご質問に対する回答としては、リアルタイムではありませんが、投稿内容は業者が定期的にチェックを行っており、緊急性がないものについては翌日にまとめて報告があります。

#### **園田委員**

翌日までに報告があるということは、かなり頻繁にチェックをされているのでしょうか。

#### **学校安全・安心推進課長**

教育委員会に業者から1日2回報告があるので、その間でこまめにチェックされています。

#### **園田委員**

例えば、死にたいなどのキーワードが出てくると本人からの可能性が高いと思うのですが、どこに言ったらいいのか分からない、とりあえず学校から教えられ

たのでスクールサインに書いてみようとなった際、AIなどで、死という言葉が出たらポップアップでそれに対応した相談先が出てくるような機能もあればいいと思います。

#### **学校安全・安心推進課長**

業者との意見交換の中で検討していきたいと思います。

#### **田口委員**

学校や教員に対しての不満などは、最初に学校名を選択すると言にくいのではないのでしょうか。最後には教育委員会が出てきますが、最初は投稿した内容がどこに送信されるのか分からないので、第三者に相談するというイメージを持ってもらうことで気軽に投稿できるようになるのではないのでしょうか。学校名は、教えてくれるなら教えてくれでもいいのではないかと思います。

また、西山委員がおっしゃられたように、現役の時はその組織に不満は言いにくく、卒業すると言いやすくなる可能性はあるので、そうすることで事案を早く察知することにもつながるのではないかと思います。

#### **学校安全・安心推進課長**

投稿の壁を低くするということにもつながるとは思いますが、投稿内容は県教育委員会に送信されるということは、各学校において生徒たちに説明してありますので、生徒たちは、投稿したものは県教育委員会に見てもらおうという認識は持っています。

また、QRコードを毎年変えています。現役の生徒が直接先生には言いにくいことを、スクールサインに投稿することで、学校が問題や課題を早く発見し、対応することができます。3年生が卒業してからは、別の相談窓口などアンテナもたくさんありますので、そこで対応していきたいと考えています。

#### **西山委員**

QRコードの有効期限を3年にするといいのではないのでしょうか。投稿するとアドレスが分かるから個人情報になるのでしょうか。最初のチェックのハードルが大きいです。

#### **園田委員**

投稿する内容が、個人情報になるのではないですか。

#### **教育長**

投稿内容に、個人名があると個人情報になるのではないのでしょうか。

#### **学校安全・安心推進課長**

業者とも、個人情報の取り扱いについて同意することが入れている理由を確認しておきます。

#### **西山委員**

こういうことがあり得るので同意するかどうかなどを説明し、ハードルを下げるほうがいいのではないかと思います。また、学校で説明するとき、一斉に同意させておくということもできると思います。投稿の入り口が改善できればいいと感じます。

#### **園田委員**

投稿する際に、選択する学校が5～6個くらいだけ出ている理由は为什么呢。全ての学校から選択するようにできないのでしょうか。

#### **学校安全・安心推進課長**

全ての学校から選択するとなると、操作ミスが起きる可能性も高くなるので、11のブロックに分けています。

## 田口委員

QRコード毎に、学校は異なるわけですね。分かりました。

## 教育長

色々使いやすいするための御意見がありましたので、改良に向けて御検討をお願いします。

それでは、他はよろしいですか。

- 報告（3） 義務教育諸学校（県立中学校及び県立特別支援学校を除く）における令和7年度（2025年度）使用教科用図書の採択基準等について

## 義務教育課長

義務教育課です。報告（3）「義務教育諸学校（県立中学校及び県立特別支援学校を除く）における令和7年度（2025年度）使用教科用図書の採択基準等」について、御報告します。

教科書の採択替えについては、基本、4年に一度行われることになっており、今年度が令和7年度から使用される中学校の教科書の採択の年となります。従いまして、本年度は、来年度から中学校で使用される教科書の採択の年ということになります。

まず、教科書採択の流れについて御説明したいと思いますので、モニターを御覧いただければと思います。

教科書採択の権限は、市町村立学校では、学校を設置する市町村教育委員会となります。画面下部の中央に熊本市と山鹿市の教育委員会がありますが、こちらは単独での採択となります。それ以外の市町村は右側に示してありますとおり、共同採択として行われることとなります。なお、県立学校は県の教育委員会、国立・私立学校では、校長が権限をもっていることとなります。

市町村立学校の教科書採択に係る県教育委員会の役割については資料上部の中央の⑤に示してありますように、法令により、市町村教育委員会（及び国立、私立の義務教育諸学校の校長）が行う採択事務について、適切な指導、助言又は援助を行うこととなっております。そのため、今回、市町村が行います教科書採択の参考となりますように「採択基準等」を作成しております。

それでは、35ページ目を御覧ください。「1」の（1）～（5）については、教育基本法や学校教育法、学習指導要領に基づいております。そして、具体的な内容を「2」の（1）～（8）、合計10の観点で示しています。

また、36から37ページにかけて、4「採択の方法及び留意事項」につきましても、公正確保の徹底等について示しております。37ページの（1）を御覧ください。「教科書採択に直接の利害関係を有する者や、特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがないよう留意すること。」を示しております。

なお、この「採択基準等」については、関係法令に基づき、熊本県教科用図書選定審議会に諮問いたしまして、5月28日（火）に実施しました第2回審議会の際に、「適切である」と答申をいただいたところです。

また、この「採択基準等」に基づいて、来年度から使用される中学校用の教科書についての「選定資料」も作成しております。来年から使う教科書についても、その内容の一部をこの後のフリートキングで説明したいと思います。

今後、採択基準及び選定資料等を参考にしまして、各市町村教育委員会で8月末日までに採択をすることになっております。

以上で、報告を終わります。

## 教育長



ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

教育長

よろしいですか。

※ここで、非公開議案を審議するため、教育長が傍聴人等の退室を指示した。

教育長

ありがとうございました。

引き続きよろしくお願いします。

6 次回開催日

教育長が、次回の定例教育委員会は令和6年（2024年）7月11日（木）教育委員会室で開催することを確認した。開催時間は、午前9時30分から。

7 閉会

教育長が閉会を宣言した。午後0時30分。